

参加表明に関する質問への回答

	質問内容	回答	回答日
1	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) 業務別の参加要件について JVのうち1者が設計・工事監理業務、施工業務を行う場合は…とありますが、各業務を別々の企業が行う場合は、①及び②の両方の資格要件を満たす必要はないという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。 なお、設計・工事監理業務又は施工業務を受け持つ「者」が、JV内の複数社で構成される場合、当該複数社で該当する資格要件を満たせば良い。</p>	令和6年5月9日
2	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) ①のア 分担業務分野について 「建築」、「電気設備」、「機械設備」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置することとありますが、配置する担当技術者はJV構成員から選任する必要がありますか。 下請からの配置は可能ですか。 背景としては担当技術者の対応する資格のうち建築設備士を有する企業が少ないため、JVを組成することが難しい。</p>	<p>記載のとおり、分野ごとにJV構成員より担当技術者を配置すること。下請けからの配置は不可である。 なお、(3)①のカの(オ)については、有資格者が確保されることを重視し、以下のとおり変更する。 【変更後】 4(3)①のカ(オ) 企画提案書提出時点において、雇用関係（派遣を含む。）が成立していること。</p>	令和6年5月9日
3	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) ①のカ 管理技術者とは、各分担業務の設計業務を統括し…とありますが、②施工業務に当たる者のうち配置技術者に関する事項のアにある管理技術者は…とあります。 管理技術者の定義が揺らいでいます。</p>	<p>実施要領に記載のとおり (3)①のカは設計・工事監理業務の管理技術者、②は施工業務に係る管理技術者を示す。</p>	令和6年5月9日
4	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) ①のカ(イ) 担当技術者の資格について 建築設備士等とは具体的にどの資格が該当しますか。 建築業法の別表(二)有資格コード一覧には管工事に該当する資格に1級管工事建築施工管理技士等が含まれます。</p>	<p>建築設備士”等”には、各分野に対応する「技術士」が該当する。</p>	令和6年5月9日
5	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) ①のカ(ウ) 担当技術者の実績について 工事監理業務の担当技術者を施工業務にあたる企業から配置することは可能ですか。 また、施工業務にあたる企業から配置が可能な場合、背景としては設計・監理業務を担当する企業は設計会社になると思われませんが、県内企業で施工実績(建設)を有する企業及び技術者はほとんどいないと思われませんか。 県外の大手ゼネコンまたは、大手サブコンを想定していますか。</p>	<p>前段の問いについては可能とする。 後段の問いについては、想定する事業者等はないが、①の業務内容に即した表現とするため、(3)①のカ(ウ)を以下のとおり変更する。 【変更後】 4(3)①のカ(ウ) …②の施工実績に掲げる施設の設計又は工事監理において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。</p>	令和6年5月9日
6	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) ①のカ(エ) 技術者の兼務について 管理技術者及び担当技術者を兼務することはできますか。</p>	<p>可能である。</p>	令和6年5月9日
7	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) ② 施工実績に関する事項について 施工実績は構成員(企業)に求めるもので、配置技術者に求めるものではないという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>	令和6年5月9日
8	<p>【実施要領】4 資格要件 (3) 業務別の参加要件 ① 設計・工事監理業務に当たる者 カの(ウ)について 内容：カの(ウ)について、担当技術者のうち1人以上は、②の施工実績に関する事項に該当する実績において、管理技術者又は担当技術者の経験を有するものであること。と記載されていますが、設計・監理業務において協力会社の立体駐車場メーカーのアドバイスを受ける事で十分対応が可能となりますのでその要件でもよろしいでしょうか？</p>	<p>5の質問の回答を参照ください。</p>	令和6年5月9日